

問1 排他的経済水域は、領海の基線からどれくらいの距離までを指す？

1. 12海里 2. 200海里 3. 24海里 4. 3海里

問2 領土や領海の上空で、その国の主権が及ぶ範囲のことを何という？

1. 公海 2. 領空 3. 排他的経済水域 4. 領海

問3 沿岸国が水産資源や鉱物資源を自由に探査・開発できる権利を持つ、領海の外側に広がる範囲を何という？

1. 接続水域 2. 排他的経済水域 3. 公海 4. 領海

問4 択捉島を含む北方領土を、第二次世界大戦後に占拠した国を何という？

1. 中国 2. アメリカ 3. 韓国 4. ソ連

問5 排他的経済水域は、領海の基線から最大でどれくらいの範囲まで設定される？

1. 3海里 2. 12海里 3. 24海里 4. 200海里

問6 沖ノ鳥島のような離島を拠点として、沿岸から200海里まで設定される、資源の探査や開発を行う権利が及ぶ海域を何という？

1. 接続水域 2. 排他的経済水域 3. 公海 4. 領海

問7 日本固有の領土であるが、現在他国が占拠している島々が含まれる地域全体を何という？

1. 竹島 2. 北方領土 3. 沖ノ鳥島 4. 尖閣諸島

問8 北方領土を構成する4つの島のうち、最も面積が広く北東端に位置する島を何という？

1. 国後島 2. 択捉島 3. 歯舞群島 4. 色丹島

問9 領海の外側にあり、密輸防止などの監視が行われる範囲を何という？

1. 12海里 2. 200海里 3. 24海里 4. 3海里

問10 国際法で禁止されている、他国の航空機が許可なく通過することを何という？

1. 領海侵犯 2. 領土占拠 3. 国境侵犯 4. 領空侵犯

問11 尖閣諸島が行政区画として属している日本の県を何という？

1. 北海道 2. 東京都 3. 長崎県 4. 沖縄県

問12 現在、竹島において韓国が行っている、日本政府が法的根拠がないとして抗議している状態を何という？

1. 領土割譲 2. 主権放棄 3. 不法占拠 4. 共同統治

問13 南鳥島は行政上、どこの自治体に属している？

1. 与那国町 2. 根室市 3. 石垣市 4. 小笠原村

問14 日本に他国の航空機が接近した際、航空自衛隊が行う緊急発進を何という？

1. スクランブル 2. 航空管制 3. 領空侵犯 4. 防空識別圏

問15 尖閣諸島に関して、日本政府が「存在しない」としている、領土を自分のものとする権利の問題を何という？

1. 漁業権 2. 領有権 3. 通行権 4. 開拓権

答え合わせ・解説

問1	答え 2 200海里	基線から200海里（約370km）までの範囲を指し、沿岸国はその海域内の魚や海底の鉱物資源を独占して管理する権利を持っています。領海と異なり、船舶の航行や飛行機の通過は自由に認められていますが、資源利用に関しては沿岸国の許可が必要です。
問2	答え 2 領空	領土および領海の上空を「領空」と呼び、国家の主権が及ぶ空間として扱われます。領空内を他国の航空機が通過する際は、原則として事前の許可が必要となります。もし許可なく進入した場合は、国際法に基づき厳格な対応がとられます。
問3	答え 2 排他的経済水域	領海の外側に接する海域で、基線から200海里まで設定されます。この範囲内では、沿岸国が水産資源や海底の鉱物資源を自由に探査・開発する権利を持ちます。ただし、沿岸国の許可があれば他国の船舶の航行や海底ケーブルの敷設は可能です。
問4	答え 4 ソ連	ソ連（ソビエト社会主義共和国連邦）は、当時の社会主義陣営の盟主として強大な軍力を持っていました。この領土問題は、戦後の日本とソ連、およびその後のロシア連邦との間での平和条約締結を阻む大きな要因となっています。
問5	答え 4 200海里	国連海洋法条約により、領海の基線から最大で200海里（約370km）までの範囲が排他的経済水域として認められています。この範囲内で、沿岸国は魚介類の漁獲や石油・天然ガスなどの地下資源の掘削を独占的に管理できます。
問6	答え 2 排他的経済水域	排他的経済水域（EEZ）とは、その海域にある水産資源や海底の石油・天然ガスなどの資源を、沿岸国が優先的に探査・開発・管理できる権利のことです。日本は世界有数の広さの排他的経済水域を持っており、南鳥島や沖ノ鳥島のような小さな離島の存在が、この広大な水域を確保するうえで決定的な役割を果たしています。
問7	答え 2 北方領土	択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の島々を指す言葉です。これらは日本固有の領土ですが、歴史的な経緯により北方領土問題として未解決の状態が続いています。
問8	答え 2 択捉島	択捉島は、北方領土の中で最大の面積を持つ島です。残る国後島、色丹島、歯舞群島を合わせた4島で北方領土を形成しています。これらは地理的・歴史的観点から日本の一部であることが明確です。
問9	答え 3 24海里	海岸線から24海里（約44km）までの範囲は「接続水域」と呼ばれます。領海そのものではありませんが、この範囲内では沿岸国が密輸や密入国などの防止、通関や衛生に関する取り締まりを行う権限が認められています。
問10	答え 4 領空侵犯	「領空侵犯」は、ある国の許可を得ずに他国の航空機がその国の上空（領空）へ進入する行為です。これは国家の主権に対する侵害とみなされ、国際法で強く禁止されています。領空侵犯が発生した際、その国は自国の防衛措置として警告や強制着陸の要請を行う権利を持ちます。
問11	答え 4 沖縄県	現在、尖閣諸島は行政区分上、沖縄県石垣市に属しています。日本政府は、この島々について解決すべき領有権の問題は存在しないという立場をとっており、実効支配を強化しながら監視体制を維持しています。
問12	答え 3 不法占拠	日本政府は、韓国による竹島の占拠について、国際法上の根拠を欠く「不法占拠」であるという立場を明確にしています。そのため、定期的に国際司法裁判所への付託を提案するなど、平和的手段による解決を追求しています。
問13	答え 4 小笠原村	南鳥島は東京都に属しており、さらに詳しく分類すると小笠原村という自治体の一部です。小笠原諸島からは非常に離れていますが、行政上の所属は小笠原村となっています。無人島ではありますが、気象観測所の職員などが交代で駐在しており、日本の主権を維持するうえで重要な役割を担っています。
問14	答え 1 スクランブル	「スクランブル」は、領空侵犯の恐れがある航空機を発見した際に、航空自衛隊が直ちに戦闘機を緊急発進させることです。これにより、接近する航空機に対して警告を行ったり、動向を監視したりします。
問15	答え 2 領有権	領有権とは、特定の地域に対して自国の主権を及ぼす権利のことです。日本政府は「尖閣諸島は歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土であり、解決すべき領有権の問題は存在しない」という一貫した立場をとり、国際的な理解を求めています。